

令和6年1月24日  
(水曜日)

令和6年 第1回幌延町議会 (臨時会)  
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 1 開会宣告及び開議宣告
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第1号 専決処分の報告について  
(町道駅前仲通線道路改良工事請負契約の変更)
- 5 報告第2号 専決処分の報告について  
(幌延下水道管理センター外壁等補修工事請負契約の変更)
- 6 議案第1号 幌延町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第2号 工事請負契約の変更について  
(町道幌延北進線道路改良工事)
- 8 議案第3号 令和5年度幌延町一般会計補正予算(第7号)  
(閉 会 宣 告)

本日の会議の順序

	開会宣告及び開議宣告	日 程 第 5	報 告 第 2 号
日 程 第 1	会議録署名議員の指名	〃 6	議 案 第 1 号
〃 2	会 期 の 決 定	〃 7	議 案 第 2 号
〃 3	諸 般 の 報 告	〃 8	議 案 第 3 号
〃 4	報 告 第 1 号		閉 会 宣 告

出席議員(8名)

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 之
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町	長	野々村 仁
副	町 長	岩 川 実 樹
教	育 長	青 木 順 一

総務企画課長	早坂 敦
総務企画課参事	山本 基継
住民生活課長	村上 貴紀
保健福祉課長	島田 幸司
産業建設課長	角山 隆一
国民健康保険診療所事務長	古草 勝
教育次長	伊藤 一男

総務企画課長補佐	渡邊 智民
----------	-------

総務企画課総務係長	原田 太喜
-----------	-------

農業委員会事務局長	(角山 隆一)
-----------	---------

選挙管理委員会事務局長	(早坂 敦)
-------------	--------

議会事務局出席者

事務局長	岡田 英樹
主 任	横山 薫

(10時00分 開 会)

議 長 西 澤 裕 之 君

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第1回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布されているとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において2番、佐藤忠志君、3番、深澤 博幸君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1月24日、1日にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第4 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第1号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和5年第4回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和5年度施行、町道駅前仲通線道路改良工事について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和5年12月27日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額6,534万円を、設計変更により6,560万4千円に、26万4千円増額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました工事施工により発生するアスファルト殻等の産業廃棄物処分数量確定値が概数を上回ったことによるものです。

以上、報告第1号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたし

ます。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

今説明がございましたけど、工事後、下がるという話なんですけど、これ設計の段階で、このような、事項が認められなかったのか、いかがですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけれども、設計上、処理費は見ているんですけども、あくまで設計値でございまして、実際に処分した数量の差異が出たということで、今回設計変更で概数を上回った分、契約金額を増額したという内容でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

ということは最初から設計ミスもなければ、行政側のミスというか、そういうのもないということで理解してよろしいでしょうか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけど、あくまでも概数で設計値計上しております。

そして最終的に産業廃棄物は処分場に持って行って処分するんですけども、そこで正確な重量が出ますので、その差異を設計変更により増額したという内容でございまして。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、報告第1号は、報告済みといたします。

日程第5 報告第2号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第2号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第2号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和5年第5回幌延町議会定例会において、工事請負契約の締結について議決いただき、同年、第8回幌延町議会臨時会において、契約の変更に係る専決処分について御報告いたしました、令和5年度施行、幌延下水道管理センター外壁等補修工事について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和6年1月11日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額7,385万4千円を、設計変更により7,412万9千円に、27万5千円増額するもので、変更の主な理由は、概数で算定しておりました工事施工に伴い発生する廃プラスチック等の産業廃棄物処分数量確定値が概数を上回ったことによるものです。

以上、報告第2号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたし

ます。

議 長 西 澤 裕 之 君  
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、報告第2号は、報告済みといたします。

日程第6 議案第1号「幌延町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

議案第1号「幌延町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律のうち、本籍地以外の市区町村での戸籍謄本などの交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する改正規定が、本年3月1日に施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、手数料を徴収する事務及び金額が新たに定められるため、標準手数料政令が定める標準事務及びその手数料額を標準として定めている本条例の一部を改正するものです。

それでは、配付しております新旧対照表と併せて御覧願います。

手数料の種類及び金額を定める別表第1の改正ですが、標準事務追加に伴う項番号の繰下げ整理などにつきましては、説明を省略させていただき、改正後の項番号にて説明をさせていただきます。

1の項の改正は、戸籍法改正前は本籍地の市区町村のみに限られていた戸籍謄本などの交付請求について、法改正後は本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口においても可能となることから、広域交付事務を規定する戸籍法第120条の2第1項に基づく、戸籍証明書の交付を追加する改正です。

3の項は、行政機関への手続の際に、従来必要であった戸籍謄本などに代えて、請求者から請求を受けた市区町村が発行する戸籍電子証明書提供用識別符号を提供することで添付書類の省略が可能となることから、標準事務に戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務を追加し、その手数料額を標準手数料政令で定める額と同額の400円とし、新たに追加する改正です。

4の項の改正は、1の項の改正同様、除籍についても広域交付が可能となることから、戸籍法第120条の2第1項に基づく除籍証明書の交付を追加する改正です。

6の項は、3の項と同様、標準事務に除斥電子証明書提供用識別符号の発行事務を追加し、その手数料額を標準手数料政令で定める額と同額の700円とし、新たに追加する改正です。

7の項及び8の項の改正は、戸籍の届出、若しくは申請の受理の証明書交付及び受理し

た書類を閲覧に供する事務に、電子化された届出等の情報の内容の証明書の交付事務などが追加されることから、戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく標準事務を追加する改正です。

次に、附則であります。この条例は令和6年3月1日から施行することとしております。

以上、議案第1号「幌延町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定による除斥の対象として、高橋秀之君の退場を求めます。

(4番高橋秀之議員退場)

日程第7 議案第2号「工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第2号「工事請負契約の変更について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和5年第4回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただき、同年、第8回幌延町議会臨時会において、設計変更に係る工事請負契約の減額について議決いただいた、令和5年度施行、町道幌延北進線道路改良工事について、再度設計変更により工事請負契約を変更する必要性が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の変更について提案するものであります。

工事請負契約の変更は、契約金額1億67万2千円を設計変更により、1億469万8千円に、402万6千円増額しようとするもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました工事施工に伴い発生するコンクリート殻等の産業廃棄物処分数量確定値が概数を上回ったことに加え、冬期施工において路盤の転圧効果を確保することを目的に、路面ヒーターを用いた既設路盤の凍結融解に掛かる費用を新たに計上したことによるものです。

以上、議案第2号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

3 番 深澤博幸君

説明で大体の概略は理解してるんですけど、402万というちょっと金額が大き過ぎるんで、もう少し詳細を、この内訳をお示し願いたいと思います。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、産業廃棄物の処分に関しましては、既設の道路について、舗装補修等を行っておりましたので、数量的に取り壊しする部材が当初の想定より多かったということが関係しておりまして、取り壊し費に関しては直接工事費で98万円。また運搬に係る費用88万円ございましたので、直接工事費で186万円増と。また、先ほど申し上げた路面ヒーターの計上につきましては、こちら準備費用ということで47万円増額してると。こちらに諸経費を加えて算定した最終的な変更額というのが402万6千円というような形になります。以上です。

3 番 深澤博幸君

もう1点、その路面ヒーターっちゅうのはどういう場所で路面ヒーターというか、冬期間のための路面ヒーターなのか、ちょっとその辺もう少し詳しくお教え願います。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問にお答えします。

本路線の舗装をやるに当たりまして、積雪が現場の状況あります。

これを溶かすために路面ヒーターを使うというような内容でございます。以上です。

3 番 深澤博幸君

ということは冬期間だったってということが路面ヒーターを使う目的だったということは発注を路面ヒーター使わない時期に合わせて発注できなかったのか、その辺どうでしょう。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけれども、まず路面ヒーターは冬期施工の中で、こちらについては北海道の基準等でも定められているんですけれども、必要が生じたときに監督員と受注者で協議の上、この費用について計上できるというふうになっておりますので、今回その必要が生じたということでございます。

また、当初からという話でございましたけれども、本路線につきましては相当長い延長の中でやっていた部分があります。また、工期も延長を短くしてはいるものの、冬期にかかったということでもありますので、今後、発注自体は年度明けて準備整い次第出しているというところではありますけれども、なるべく早く発注できればこういう費用も発生する可能性が下がるのかなというのもありますので、その辺も留意して事業の方進めたいと思います。以上です。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)



これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(4番高橋秀之議員入場)

日程第8 議案第3号「令和5年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂 敦君

議案第3号「令和5年度幌延町一般会計補正予算(第7号)」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、児童福祉施設における空調設備の整備事業に関する実施設計及び原油価格や物価高騰の影響を受けている町内事業者等への経営支援に係る予算を計上しています。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,915万6千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を55億705万7千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

初めに歳入ですが、10款、地方交付税1,915万6千円の増で、歳入合計も同額の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、3款、民生費871万2千円の増、7款、商工費1,044万4千円の増で、歳出合計1,915万6千円の増額補正です。

第2条、繰越明許費ですが、4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正については、児童福祉施設冷房設備整備事業に関し、事業の緊急性から今回補正予算計上しておりますが、事業完了は令和6年度になることが確定しているため、令和6年度に繰越して使用することができる経費として、3款2項、児童福祉費の児童福祉施設冷房設備整備事業871万2千円を新たに追加する補正です。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の内容について説明いたします。

10ページをお開きください。

3款2項4目、児童福祉施設費では、近年の記録的な猛暑により子供たちの健康を考える上で、幌延町認定こども園及び問寒別へき地保育所へのエアコン設置が急がれることから、その実施設計に掛かる経費として、児童福祉施設冷房設備整備事業871万2千円の新規計上です。

7款1項1目、商工振興費では、依然として燃料や物価高騰が続いている中で、町内事

業者の経営を圧迫していることから、町内事業者に対する光熱費支援分として、物価高騰対策商工業事業継続緊急支援事業831万9千円の新規計上。また、運送事業者等が所有する車両等の燃料コストに対する支援分として、原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業215万5千円の新規計上です。

次に歳入ですが8ページをお開きください。

10款1項1目、地方交付税では、収支不足の財源として普通交付税1,915万6千円の増です。

普通交付税は、令和5年度分の交付決定額が21億7,862万6千円であることから、現行予算額と今回の補正財源を除きますと、1億5,008万1千円が今後の補正に備えた留保財源になります。

以上、議案第3号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

老婆心ながら、ちょっとお聞きしたいんですけど、民生費の児童福祉費なんですけど、この冷房施設ですね、耐用年数がどのぐらいなのかと、それから令和9年ですか、小中一貫校の設置に向けて、この冷房器具を再利用できるのかできないのか。また新しい部分で設置するのか2点伺いたいと思います。

学校の話だから、ごめんなさい。

議 長 西 澤 裕 之 君

そこを除いての質問でよろしいですか。

(深澤議員「はい」の声あり)

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

大変申し訳ないんですが、今回の設置いたします冷房設備の耐用年数につきましては、ちょっとそこまで調査はしていないのが現状でございます。

後ほどお調べして御説明したいと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほか、ございますか。

5 番 植 村 敦 君

原油高騰対策事業ということで新規で212万5千円、これと直接関係ないと思うんですけども、確か、新年度の予算の中で、事業の中で、この石油取引のトリガー条項が撤廃されるような動きがあるという話を耳にしておりますけども、この辺の情報を踏まえて

の事業なのかお聞きします。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

今後の情勢、動静はあろうかと思えますけれども、今までの原油高騰分、こちらに対する支援というふうに捉えておりますので、現状、若しくは、これまでの分というような形で制度の方は制定したということでございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

大変申し訳ありません。先ほど深澤議員からの御質問の御回答で、後ほどお知らせいたしますというふうに私の方で答弁させていただきましたが、今回はあくまでも実施設計ですので、これを繰越しさせていただくと。

常任委員会でも説明させていただきましたけれども、今年の9月議会に本工事の方を上程させていただくような今スケジュールで組んでおりますが、あくまでも付ける機器によってはその対応年数等も変わってくるのかなというふうに私も思っておりますので、実施設計が終了し、どのような機器が付くということが決まり次第、その辺の御説明はできるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 西 澤 裕 之 君

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和6年第1回幌延町議会臨時会を閉会します。

御苦勞様でした。

(10時29分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 2番 佐藤忠志

署名議員 3番 深澤博幸

以上、記録する。

事務局長 岡田英樹